～相続税の申告が必要かどうかで注意するポイント～

神戸市職員信用組合相談員

（社）FP 税務・社会保険制度研究会　　理事　小澤昭彦

最近はインターネット情報（シミュレーション）で、簡単に相続税計算ができるようになっていて、遺産総額と、法定相続人を入力すれば、相続財産から基礎控除※を差し引いた相続税評価額で、法定相続人各自の相続税額を計算、表示してくれます。

※相続税の基礎控除：3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数

少し困難なのは、相続税の基本となる相続税評価額の算出です。
残された財産の相続税評価は、遺産の形（不動産、株式、死亡保険金など）によって、評価基準が違うので単純に時価（財産価値）の合計にはなりません。
すべて、時価合計でも前述の「相続税の基礎控除」以内であれば相続税の申告の必要はありません。
ただし、時価と相続税評価額との乖離はあるので基礎控除を超える場合は、専門の税理士か、所轄の税務署で相談されることをお勧めします。

問題は、相続される方が、親戚や友人からいろいろな情報を仕入れられて相続税評価の特例や、相続税の税額軽減※を考慮して、基礎控除内に収まるとして相続税の申告をされなかった場合です。

※主な相続税評価の特例と税額軽減

●小規模宅地等の特例

自宅の土地などの相続税評価額を、一定の要件で最大 80%減額

●配偶者の税額軽減

配偶者が取得した財産について、原則「1 億 6,000 万円」または「法定相続分」まで相続税を軽減

★問題は、これらの軽減、特例は相続税の申告をしないと適用できないということです。

相続税の申告期限は、原則として、亡くなったことを知った日の翌日から 10 か月以内です。

先ほどの特例や税額軽減に基づき、基礎控除以内なので申告せずにいると、適用しない評価額に基づき相続税額が算出され、課税されます。

主な特例、税額軽減は次のようなものがあります。

制度名	種類	概要
小規模宅地等の特例	評価額を下げる特例	自宅や事業用の土地の評価額を最大80%減額する特例
配偶者の税額軽減	税額控除	配偶者が相続した財産のうち「1億6,000万円」または「法定相続分」まで非課税となる特例
未成年者控除	税額控除	18歳未満の相続人がいる場合に、成人までの年数に応じた額を控除
障害者控除	税額控除	85歳未満で障害を持つ相続人がいる場合に、85歳までの年数に応じた額を控除
相次相続控除	税額控除	10年以内に相続が続けて発生した場合、前回の相続税の一部を今回の税額から控除
贈与税額控除	税額控除	相続財産に加算された生前贈与財産に課税された納税済みの贈与税額を相続税額から控除
外国税額控除	税額控除	海外の財産について外国で相続税を支払った場合に、その税額を日本の相続税額から控除

※上表の中で申告しないと適用されないのは①小規模宅地の軽減②配偶者の税額軽減③相似相続控除④外国税額控除です。

また、被相続人（亡くなられた方）の準確定申告※というのも必要となります。
※年の中途で死亡した人の場合は、相続人が、1 月 1 日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

注）準確定申告が必要なのに申告・納税をしないと、ペナルティが発生する可能性があります。